

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

被相続人	
医療法人持分相続人等	

第8の4表 (令和5年1月分以降用)

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相続人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

私は、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記載した医療法人の持分について、次の特例の適用を受けます。（適用を受ける特例の「」にレ印を記入します。）

<input type="checkbox"/>	医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
<input type="checkbox"/>	医療法人の持分についての税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算	
① 医療法人持分相続人等の医療法人の持分の価額（第8の4表の付表のA欄の金額）	円
② 医療法人持分相続人等に係る債務及び葬式費用の金額（その医療法人持分相続人等の第1表の③欄の金額）	
③ 医療法人持分相続人等が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その医療法人持分相続人等の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	
④ 控除未済債務額（①+②-③）（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑥ 医療法人持分相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額（その医療法人持分相続人等以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計額）	,000
⑦ 基礎控除額（第2表の②欄の金額）	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相続人等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。  
2 ⑨及び⑩欄は、第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

① (医療法人持分相続人等の第1表の(⑬+⑭-⑮))の金額	円
② 特定価額に基づく医療法人持分相続人等の算出税額(1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥))	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)	
④ (②+③-医療法人持分相続人等の第1表の⑮)の金額(赤字の場合は0)	
⑤ 医療法人持分相続人等の第1表の⑥欄の課税価格に基づく算出税額(その医療法人持分相続人等の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫)) (赤字の場合は0) (注1参照)	
⑥ (①+④-⑤)の金額(赤字の場合は0)	
⑦ (④-⑥)の金額(赤字の場合は0)	
⑧ 特例の適用に係る医療法人が2法人以上ある場合の医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額等 (注2参照)	
イ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×イの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
ロ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ロの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
ハ (医療法人名) に係る医療法人持分納税猶予税額等 (⑦×ハの持分の価額/1の①) (100円未満切捨て)	00
⑨ 医療法人持分納税猶予税額等 (⑦の金額 (100円未満切捨て) (又は⑧の金額の合計額)) (注2参照)	00

⑩	イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税猶予税額 (注3参照) (⑨の金額を転記します。)	A	00
	ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき (ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金 抛外型医療法人の基金として抛出したとき (*第8の4表の付表の計算明細の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (注3参照) (⑨の金額を転記します。)	B
		医療法人持分税額控除額 (注3参照) (第8の4表の付表のFの金額を転記します。)	B	

(注) 1 ⑤欄の算式中の「第1表の⑨」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相続人等の「第1表の⑩」の金額となります。  
2 ⑧欄について、特例の適用に係る医療法人が1法人の場合は、⑧欄の記入は行わず、⑦欄の金額を⑧欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、「医療法人持分納税猶予税額等」とは、租税特別措置法第70条の7の12第2項に規定する納税猶予分の相続税額に相当する金額を、イからハまでの各欄の算式中の「持分の価額」とは、第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」のA欄の金額をいいます。  
また、特例の適用に係る医療法人が4法人以上ある場合は、適宜の用紙に医療法人ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載して添付してください。  
3 ⑩欄は、イ又はロの場合に応じ、医療法人持分納税猶予税額をA欄に、又は医療法人持分税額控除額をB欄に記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様(イ又はロ)に応じ、(イ)のときには⑩欄の金額を、(ロ)のときには⑩欄の金額に基づき算出した第8の4表の付表の「基金抛外型医療法人へ基金を抛出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。また、その算出した⑩欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第8の8表2の「医療法人持分納税猶予税額⑤」又は第1表の「医療法人持分税額控除額⑩」欄に転記します。なお、医療法人持分相続人等が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合には、第8の7表の②欄のA又はB欄の金額を医療法人持分相続人等の第8の8表2の「医療法人持分納税猶予税額⑤」又は第1表の「医療法人持分税額控除額⑩」欄に転記します。  
4 この申告が修正申告である場合の金額は、⑦欄の「④-⑥」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます(⑧、⑨及び⑩欄も同様です。)。ただし、特例の適用を受ける医療法人の持分(期限内申告において第8の4表の付表の「医療法人の持分の明細」に記入した医療法人の持分に限り、)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--